

不登校児童生徒の出席、成績の取扱い

松原市教育委員会

松原市では、不登校のお子さまが安心して学びを継続できるよう、学校外の施設で相談・指導を受けている場合において、一定の内容をふまえることで、「出席」扱いとすることができ、加えて成績評価を行うことができます。

その判断につきましては、学校が行うこととなりますので、在籍する学校や松原市教育委員会にお問い合わせください。

✓ 出席扱いに関すること

・不登校の児童生徒の出席に関わっては、保護者と学校との間に十分な連携・協力体制があることが必要となります。同時に通所施設との連携もまた重要となります。

・学校外の施設とは、教育委員会が設置する松原市教育支援センター（チャレンジルーム）等の公的機関となりますが、本人や保護者の希望により、民間施設（フリースクール等）も考慮されます。（学校との相談が必要です）

✓ 成績に関すること

・不登校の児童生徒の成績評価については、学習の計画や内容が在籍する学校の教育課程（学習内容等）に照らし適切であることが必要です。

・学校と保護者、松原市教育支援センター（チャレンジルーム）やフリースクール等の職員との間に十分な連携協力体制が必要となります。加えて、学習状況等について定期的・継続的に交流できることもまた重要です。

○松原市フリースクール等利用支援補助金

松原市では、子どもたちの学びを広げることを目的として、不登校の児童生徒がフリースクール等を利用するにあたり、保護者が負担する利用料を補助する制度があります。詳しくは、右の2次元コードから松原市ホームページをご覧ください。



○不登校に関する相談窓口

松原市では、不登校に関する相談窓口を保護者のみなさまにわかりやすく紹介する「不登校児童生徒支援リーフレット」を作成しております。

詳しくは、右の二次元コードをご覧ください。

